

提供日 2026/05/27
タイトル 静岡県庁が『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトの優良企業に認定
担当 スポーツ・文化観光部 スポーツ振興課
連絡先 企画班 石川
TEL 054-221-2504



静岡県庁が『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトの優良企業に認定

1 要旨

自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）が企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、令和2年度に創設した「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトにおいて、静岡県は創設当時から宣言団体として、自転車通勤を積極的に推進してきたことから、このたび「優良企業」として認定されました。本部長からの認定証授与に当たり、平木副知事が合同表彰式に出席します。

2 自転車活用推進功績者表彰・自転車通勤推進企業「優良企業」認定 合同表彰式の概要

- (1) 日時 令和8年5月28日（木）16:00から16:45まで
- (2) 式場 国土交通省（中央合同庁舎第3号館）10階共用会議室
東京都千代田区霞が関2-1-3
- (3) 次第
 - ・自転車活用推進本部長（国土交通省大臣）挨拶
 - ・来賓紹介
 - ・表彰状、認定証授与
 - ・記念撮影
- (4) 認定団体（2団体）
 - ・静岡県庁
 - ・パナソニック サイクルテック株式会社（大阪府柏原市）

3 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの概要

趣旨	企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを創設。自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信していくため、「宣言企業」を募集・認定する。	
創設	令和2年（2020年）	
主体	自転車活用推進本部 ※本部長：国土交通大臣	
認定制度	宣言企業（随時募集）	優良企業（年1回認定）※
要件	以下の3項目全てを満たす企業・団体 1. 従業員用駐輪場を確保 2. 交通安全教育を年1回実施 3. 自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化	自転車通勤者が、100名以上又は全従業員の2割以上を占める宣言企業のうち、以下いずれかの項目を満たし、独自の積極的取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体 1. 定期的な点検整備を義務化 2. 盗難対策を義務化 3. その他自転車通勤を推進する取組

※これまでの優良企業数は、13企業団体（うち地方自治体数2：松本市、今治市）

4 静岡県庁の主な取組（令和7年度）

- (1) 自転車通勤者数 1, 280人（全5, 972人）
- (2) 職員用駐輪場の確保
- (3) 通勤者への自転車損害賠償責任保険への加入の義務付け
- (4) 職員を対象とした講習を実施